

毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る
事実関係とその評価等に関する追加報告書

平成31年2月27日

毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会

目次

第1	本件の概要	3
第2	特別監察委員会の設置目的及び調査状況等	4
1	本委員会の設置目的等	4
2	調査状況等	4
第3	本報告書の位置付け	5
第4	問題点の所在と本委員会の評価	5
1	東京都の大規模事業所について抽出調査を行うこととしたこと及び適切な復元処理をしなかったこと等について	5
(1)	「きまって支給する給与」等の金額が低めになったことについて	5
(2)	東京都の大規模事業所について抽出調査を行うこととしたことについて	6
(3)	適切な復元処理がなされなかったことについて	6
(4)	東京都の中規模事業所のうち一部の産業で他の道府県と異なる抽出率が用いられていたこと及び抽出率に応じた適切な復元処理がなされなかったことに対する評価について	7
(5)	不適切な取扱いを知らず放置していたことについて	8
(6)	対外的に事実と異なる説明を行っていたことについて	10
2	平成30年1月以降、東京都の大規模事業所について適切な復元処理をしたことについて	13
(1)	平成30年1月以降、中規模事業所についてローテーション・サンプリング方式が採用されたことについて	13
(2)	ローテーション・サンプリング方式導入のためのシステム改修の際に東京都の大規模事業所について適切な復元処理を行うようにシステム改修が行われたことについて	14
3	平成29年11月頃における政策統括官の対応について	15
4	平成30年1月分調査以降の給与に係る数値の上振れ問題に対する対応について	16
5	本件に関する厚生労働省の省及び担当課（室）の組織としての対応の評価等について	17
(1)	虚偽申述について	18
(2)	「組織的隠蔽」問題について	18
(3)	担当課（室）の組織としての独自の判断・怠慢による不適切な取扱いについて	19
(4)	厚生労働省の統計情報部長（政策統括官）以上の幹部職員の対応について	19

第5	今回の事案の全体構造と再発防止策	20
1	評価に関するまとめ	20
2	再発防止策	21
第6	終わりに	22
	(別紙)	23

毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会

【委員】

- (委員長) 樋口 美雄 (独) 労働政策研究・研修機構理事長
(前統計委員会委員長、労働政策審議会会長)
- (委員長代理) 荒井 史男 弁護士 (元名古屋高等裁判所長官)
- (委員) 井出 健二郎 和光大学学長・会计学
- 玄田 有史 東京大学社会科学研究所教授
- 篠原 榮一 公認会計士
(元日本公認会計士協会公会計委員会委員長)
- 萩尾 保繁 弁護士 (元静岡地方裁判所長)
- 廣松 毅 東京大学名誉教授
情報セキュリティ大学院大学名誉教授
(元統計委員会委員)
- 柳 志郎 弁護士 (元日本弁護士連合会常務理事)

【事務局】

- (事務局長) 名取 俊也 弁護士 (元最高検察庁検事)
- (事務局員) 毎月勤労統計調査等に関する特別監察参与
- 五十嵐 康之 弁護士 (元日本弁護士連合会事務次長)
- 沖田 美恵子 弁護士 (元東京地方検察庁検事)

第1 本件の概要

厚生労働省で実施している「毎月勤労統計調査」とは、統計法に基づく基幹統計調査の一つであり、毎月の雇用、給与及び労働時間について、その変動を明らかにすることを目的としている。厚生労働省では、毎月の調査結果について、翌々月10日までに速報版を公表し、調査完結時に確報版を公表している。また、年報を翌年10月頃までに公表している。

毎月勤労統計調査においては、事業所の従業員規模に応じて調査方法が異なり、30人以上499人以下規模の事業所（以下「中規模事業所」という。）については産業区分ごとに抽出率を全国共通とした抽出調査とし、500人以上規模の事業所（以下「大規模事業所」という。）については全数調査することとしていた¹。しかしながら、東京都の大規模事業所のうち一部の産業（以下単に「東京都の大規模事業所」と表記することがある。）については、平成16年1月以降、抽出調査に変更した。これにより、厚生労働省が各都道府県担当者に送付する当該都道府県の事業所名簿及び全都道府県の抽出率逆数表（都道府県別、産業別、従業員規模別の抽出率の逆数を表にしたもの）には、東京都の大規模事業所について全数調査ではなく抽出調査であることを前提とした記載がなされた（抽出率逆数表は、全都道府県について記載があるものを各都道府県担当者に送付している。）。抽出調査にした場合、推計のために抽出率に応じた適切な復元処理を行うことが必要となるが、平成16年から平成29年まで、東京都の大規模事業所について、適切な復元処理は行われていなかった（なお、東京都の中規模事業所についても平成21年から平成29年まで、同様に、適切な復元処理が行われていなかった。）。

この結果、毎月勤労統計調査の結果に基づいて算出される「きまって支給する給与」等について、適切な復元処理がされていなかった平成16年から平成29年まで、給与の高い事業所の多い東京都のウェイトが低くなっており、金額が低めになっていた。

また、平成30年1月以降の毎月勤労統計調査から中規模事業所の調査事業所の入替え方法を総入替え方式から部分入替え方式（いわゆるローテーション・サンプリング方式）に変更したことから、平成29年の調査結果と平成30年の調査結果との間に不連続が生じることとなった。

しかるところ、平成30年12月10日、総務省から厚生労働省に対し、平成29年の調査結果と平成30年の調査結果との間に、全数調査であるため調査事業所の入替え方式変更の影響を受けないはずの大規模事業所についても不連続性がある旨の指摘があり、説明を求められた。厚生労働省は、同月13日、統計委員会委員長及び総

¹ 平成29年1月以前の調査計画には、大規模事業所が全数調査である旨の記載はなかったが、年報等の公表資料にはその旨の記載をしていた。

務省との打ち合わせの際に東京都の大規模事業所について抽出調査を行っていたことを報告した。ここで、初めて、厚生労働省の毎月勤労統計調査に係る統計法違反等を含む不適切な取扱いが公的に明らかになった。

厚生労働省内では、同月 14 日以降、上記事実に関して順次報告が上げられ、同月 18 日には厚生労働審議官に抽出調査としていることについて、同月 19 日には厚生労働審議官及び厚生労働事務次官に適切な復元処理をしていないことも含め、初めて報告がなされた。厚生労働大臣に対して上記事実に関して報告がなされたのは同月 20 日であった。

第 2 特別監察委員会の設置目的及び調査状況等

1 本委員会の設置目的等

毎月勤労統計調査に関して厚生労働省職員の行った上記のような事務処理により、国民の統計に対する信頼が失われ、また、過去の雇用保険、労災保険等が過少給付となっていたためその追加給付の必要が生じるなど、国民生活に大きな影響を及ぼす事態となったことから、平成 31 年 1 月 16 日、今般の事案に係る事実関係及び責任の所在を解明すること等を目的として本委員会が設置された。

こうした設置の目的・経緯に鑑み、本委員会としては、今回の事案²を中心としつつ、対外的な説明が実態と相違している疑義があるケース、統計法上の手続きについての疑義があるケース、統計の専門的な視点から合理性を欠いている疑義があるケースなど、統計法違反等を含む不適切な取扱いが疑われるケースについて監察の対象とし、以下のような調査等を実施してきたところである。

2 調査状況等

本委員会では、統計や法律の専門性を有する有識者等を委員とし、調査審議を行った上で、同月 22 日付けで「毎月勤労統計調査を巡る不適切な取扱いに係る事実関係とその評価等に関する報告書」（以下「1 月報告」という。）を取りまとめ、再発防止策などの信頼回復のための方策については引き続き議論を続け、別途、意見をとりまとめることとしていた。

しかるところ、1 月報告公表後、その内容及び調査手続きの中立性等に関する多くの指摘がなされた。本委員会としては、このような指摘について真摯に対応すべきものと考えて、さらなる調査（以下「追加調査」という。）を実施し、1 月報告までの調査結果等も併せて検討した上で改めて審議を行い、その結果を本報告書において報告することとしたものである。また、本委員会の運営に当たっては、よ

² 平成 31 年 1 月 11 日厚生労働省プレスリリース「毎月勤労統計調査において全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことについて」参照

り中立性・客観性を高めるため、厚生労働省とは利害関係のない弁護士3名による事務局が設置された。

本委員会では、1月報告公表後に、厚生労働省職員（退職者を含む。）延べ69名、実人数59名に対してヒアリングを実施したほか、今般の事案に関係する地方自治体（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）に対してヒアリングを実施した。なお、ヒアリングについては、本委員会の目的である今般の不適切事案の事実関係及び責任の所在を解明するために必要な範囲内で、1月報告の際よりも範囲を広げて実施した。さらに、有識者からのヒアリングや関連資料の精査等、必要な調査を行った。

1月報告までの調査において、厚生労働省職員のみによるヒアリングを実施したこと等について、手続きの中立性等に疑問が呈されたことから、追加調査におけるヒアリングの実施は、すべて本委員会の委員及び事務局員によって行われた。

厚生労働省職員（退職者を含む。）に対するヒアリングの実施状況については、別紙のとおりである。

第3 本報告書の位置付け

1月報告の作成経緯及び追加調査が行われるに至った経緯に鑑みると、本委員会としては、1月報告自体は本委員会におけるそれまでの調査、審議を反映したのものとして基本的に妥当なものと考えているが、更に徹底した追加調査の結果判明した事実関係や、1月報告公表後に指摘された問題点も踏まえ、虚心坦懐に審議し、1月報告における評価について改めるべき点があれば改めるとの姿勢で調査審議した。

本報告書では、追加調査を踏まえた審議の結果、1月報告における事実認定及び評価に変更の必要がない部分については、改めての言及は割愛したところがある。

第4 問題点の所在と本委員会の評価

1 東京都の大規模事業所について抽出調査を行うこととしたこと及び適切な復元処理をしなかったこと等について

(1) 「きまって支給する給与」等の金額が低めになったことについて

平成16年より平成29年まで、給与の高い事業所の多い東京都の大規模事業所について抽出調査を行いながら、統計的処理として本来必要とされる適切な復元処理をしなかったことにより、「きまって支給する給与」等の金額が低めになり、その結果、雇用保険、労災保険等について追加給付を行わなければならないという国民生活に重大な影響を及ぼす事態を招いた厚生労働省の責任は明らかであり、本委員会としても、厚生労働省には猛省を促すものである。

(2) 東京都の大規模事業所について抽出調査を行うこととしたことについて

平成 16 年 1 月調査分以降、従来、全数調査で行われていた東京都の大規模事業所について抽出調査に変更された理由としては

- ・ 東京都に大規模事業所が集中し、数も増加していることから、全数調査にしなくても、適切な復元処理がされる限り統計としての精度が確保できると考えていたこと
- ・ 一定の調査事業所総数のもとで、中規模事業所の精度を向上させるため、その部分の抽出率を高める代わりに、負担軽減のために標本数が十分な大規模事業所を抽出に変更したこと
- ・ かねてより厚生労働省に寄せられていた都道府県や回答事業所からの負担軽減の要望に配慮したこと

などが挙げられる。

これらのうち、いずれが主たる理由であったかを明らかにする客観的資料等は、追加調査によっても発見に至らなかった。

当時の統計情報部長Kは、平成 15 年 7 月に、平成 16 年 1 月から東京都の大規模事業所のうち一部の産業について抽出調査とする旨の記載がある事務取扱要領を決裁した³が、抽出調査への変更自体は、遅くとも平成 15 年 5 月までには、当時の雇用統計課の課長以下の判断によって決定された。

全数調査を抽出調査に変更することにつき、当時適用のあった平成 19 年改正前の統計法 7 条 2 項に基づく総務大臣の承認が必要であったか否かは、承認の要否が個別の案件ごとに判断されることから、必ずしも明らかではなく、承認を得ずに変更したことが直ちに同法違反であったとは言い難いが、調査方法の変更という重要な事務について、担当課限りで決定したこと、及びこれを公表しなかったことは不適切な対応であったといわざるを得ず、強く非難されるべきものである。

(3) 適切な復元処理がなされなかったことについて

上記のとおり、平成 16 年 1 月調査分以降、東京都の大規模事業所について抽出調査に変更されたとしても、適切な復元処理がなされていれば、統計としての精度は調査計画の範囲内に収まると考えられるが、本件では、平成 29 年末に至るまで、適切な復元処理がなされていなかったという問題があり、これによって、上記(1)に記載した問題を招くことになった。

その原因については、追加調査において対象者の範囲を広げてヒアリング等の調査を行ったが、当時の関係者の記憶が曖昧であったり、客観的資料が残さ

³ 1 月報告 5 頁参照

れていなかったりしたほか、平成 15 年当時、システム改修等を担当していた職員が死去しており、ヒアリング等の調査を行うことが困難であったことから、1 月報告以上に新たな事実は確認できなかった。

すなわち、平成 15 年 5 月 22 日付けの企画担当係長からシステム担当係長に宛てた事務連絡に「事業所規模 500 人以上の抽出単位においては、今回から全数調査でなく、東京都の一部の産業で抽出調査を行うため注意すること。」と記載された文書が残っているものの、例えば、企画担当係からシステム担当係に東京都における大規模事業所の適切な復元処理の依頼を失念したのか、東京都の大規模事業所における産業ごとの抽出率等の必要な資料が渡されなかったのか、あるいは、資料は渡されたが、システム担当者が東京都の抽出調査の導入に係るシステム改修をしなかったのか、その原因は特定できない。

もとより、適切な復元処理がなされなかったこと及びそのような誤りが長年放置されたことについては、1 月報告 17 から 18 頁までで指摘したとおり、事務処理の誤りを適切にチェックする体制を整備せず、プログラム改修に係る事務を担当者に任せきりにしていたという問題点が認められるところであり、適切な統計処理を行うための体制の不備の問題として真摯に受け止めるべきである。

- (4) 東京都の中規模事業所のうち一部の産業で他の道府県と異なる抽出率が用いられていたこと及び抽出率に応じた適切な復元処理がなされなかったことに対する評価について

東京都の母集団事業所が少ない産業については、全国一律の抽出率のままでは十分な標本数が得られず、統計の精度が確保できなくなることから、平成 21 年 1 月調査分から東京都と他の道府県（全国調査分）の抽出率を一部産業で異ならせることとした。

そのため、異なる抽出率に応じた適切な復元処理を行うためのシステム改修が必要となったが、当時の担当係長は、東京都の大規模事業所について適切な復元処理がなされていないことや、東京都の中規模事業所について抽出率を変えて標本数を増やしたのは一部の産業についてである上、増やした標本数も 1 から 2 事業所と少数であり、適切な復元処理をしなくても統計の精度への影響は軽微と見込んだことから、自身の判断により、システム担当係に対して適切な復元処理のためのシステム改修を依頼することなく放置した。その結果、このときも適切な復元処理を行うためのプログラム改修が行われず、平成 29 年末に至るまで、適切な復元処理がなされないという状態が続いた。

この点についても、もとより、自身の判断で必要な事務処理を行わなかった担当係長については、規範意識の欠如、事の重大性に対する認識の甘さを指摘

せざるを得ず、職務怠慢のそしりは免れない。同時に、1月報告でも指摘したとおり、システム改修についての誤りを正すための適切なチェック体制を整備せず、プログラム改修に係る事務処理を部下任せにしていたという組織自体の問題も強く非難されるべきである。

(5) 不適切な取扱いを知りながら放置していたことについて

ア 東京都の大規模事業所を抽出調査としていることを知りながら放置したことについて

東京都の大規模事業所について抽出調査にしておきながら、年報には全数調査を前提とした記載があり、長年にわたりそのような状態が続く中、その事実を認識していた者も複数いたことから、本委員会としても、正確性や信頼性が強く求められる国の統計資料に誤った記載がなされたまま放置したのもとして重大な問題であり、到底許されるものではないと考える。

この点、年報に全数調査を前提とする記載をし続けたことにより東京都の大規模事業所について抽出調査をしていることを隠そうとしたのではないかとの疑念もあるが、平成16年1月調査分から平成26年1月調査分までの事務取扱要領⁴には東京都の大規模事業所について抽出調査としていることが明記され、また、全国の都道府県に送付していた都道府県・産業別の抽出率逆数表には、東京都の大規模事業所について抽出調査が行われていることが確認できる記載があること、平成15年に実施したブロック別事務打ち合わせ会⁵における質問・回答をまとめて各都道府県担当者に送付した質疑応答集においても同趣旨の記載があること、平成31年2月6日に東京都総務局が公表した「厚生労働省『毎月勤労統計調査』の事実関係に関する東京都調査（中間のまとめ）」においても、平成16年当時、都が調査方法の変更について認識していたことが確認できた旨の記載がなされていることからすると、抽出調査としていることを意図的に隠そうとしたとまでは認められない。

上記事実を認識していたにもかかわらず、これを是正することなく放置した原因としては、「公表資料は原則を記載したもの」、「東京都は数が多く例外

⁴ 毎月勤労統計調査のサンプル入替えを行うに当たって、都道府県が行う事務の要領を定めたものであり、サンプル入替え実施の半年～9か月ほど前に、厚生労働省の担当課（室）名で都道府県の担当部署宛に送付する。内容は主に①調査事業所の指定に伴う業務、②全国調査票の受付・提出に伴う業務、③地方調査の集計に伴う業務の3つから成る。

⁵ 毎月勤労統計調査を実施する都道府県に対して事務の説明や意見交換を行うため、毎年、全国6つのブロック（北海道・東北ブロック、関東甲信・静岡ブロック、東海・北陸ブロック、近畿ブロック、中国・四国ブロック、九州・沖縄ブロック）別に、厚生労働省担当者とは都道府県担当者との間で実施する会議。

的と考えていた」などと、放置を独自に正当化した上で、悪しき前例であってもこれを踏襲したことや誤りを改めることに伴う業務量の増加や煩雑さを嫌ったことなどが挙げられるが、これらは、規範意識の欠如や基幹統計調査の重要性の認識の欠如に基づくものであり、職務怠慢のそしりは免れない。

イ 抽出調査をしていながら適切な復元処理がなされていないことを放置していたことについて

調査の結果、抽出調査を実施していながら、適切な復元処理がなされていないことを認識していた者が複数名いることが確認された。

まず、平成 20 年に担当係長となった者は、全国の担当者を集めて行う研修会のための資料を作成する過程においてシステム上で適切な復元処理がされていないという事実気付いたが、「長年にわたって適切な復元処理をしてこなかったことに何らかの合理性があるのではないか、それまでの歴史ある調査の持続性の観点からこのままで良いか」などと考えたりしたために、その事務処理の誤りを課内の誰にも指摘せずに放置した。

次に、遅くとも平成 27 年には雇用・賃金福祉統計課長 D は、かつてシステム開発に関連する部署にいた経験から、復元処理を実施しているか気になり確認したところ、適切な復元処理が実施されていなかった事実を認識するに至ったが、国会対応やギャップを解消するためのローテーション・サンプリング方式の導入に関する対応等の業務により多忙だったことなどから、必要な対応をしなかった。

課長 D は平成 27 年 10 月頃、後任の雇用・賃金福祉統計課長 F に当該事実を引き継いでいる。この引継ぎの時点で、適切な復元処理がなされていない問題を担当者間で精査していれば、今般の不適切な取扱いへの対応も異なっていた可能性がある。

雇用・賃金福祉統計室長 F は、東京都の大規模事業所において、必要な復元処理を行わないことにより統計の結果に誤差が出ることを認識しながら、平成 29 年 5 月頃に適切な復元処理のためのシステム改修の作業に着手するまで、必要な対応を怠った。なお、室長 F は、平成 29 年秋頃に適切な復元処理による影響を試算したが、その影響は大きいものではないと判断した。

当時の室長 F の部下である担当補佐らは、平成 29 年に室長 F から伝えられたことにより適切な復元処理を実施していなかった事実を知るに至ったが、その際、室長 F から復元による影響は小さいとも伝えられた。

後記 2(2)のとおり、室長 F ・担当補佐らはローテーション・サンプリング方式導入の際に適切な復元処理を実施したが、その旨を対外的に説明していない。

室長Fの後任である雇用・賃金福祉統計課長Iは、室長Fから復元処理による影響は小さいという引継ぎを受けていたため、後記4のとおり、平成29年12月調査分までは適切な復元処理が行われていなかったことを直ちに対外的に説明していない。

このように、過去に適切な復元処理が行われていなかったこと及びそれを公表することなく放置していたのは、単に前例を踏襲したり、業務が多忙であったり、復元処理による影響が小さいと判断したりしたことを理由とするものであり、適切な復元処理が行われていなかったことを殊更に隠そうとする意図があったとまでは認められない。しかし、これらの課（室）の担当者らについては、規範意識の欠如、事の重大性に対する認識の甘さがあったことは否定できない。特に雇用保険や労災保険等の給付に影響が及ぶものであるにもかかわらず、これを放置し続けたことは、公的な情報基盤としての基幹統計の重要性をおよそ認識していないものとして厳しく非難されるべきものである。

(6) 対外的に事実と異なる説明を行っていたことについて

ア 事務取扱要領における抽出調査の記載を削除したことについて

平成26年5月に発出された平成27年1月調査分からの事務取扱要領の見直しの際、それまでの事務取扱要領には記載されていた東京都の大規模事業所について抽出調査とする旨の記載が削除されていることについて、不適切な事務処理を隠蔽するものである旨の指摘がされている。

この点に関し、本委員会でも追加調査を行い、改めて審議をしたが、1月報告のとおり、統計情報部長Cが関与した事実は認められず、部下である雇用・賃金福祉統計課長Dの一存によって実施されたものと認められる。また、課長D自身も、当該記載を削除することによって東京都の大規模事業所について抽出調査としていることを隠すつもりはなかったとした上で、「東京都のみに関することで他県に影響しないし、全都道府県に対して、東京都について抽出を行っていることを示す内容が含まれる全国一覧の逆数表を送付していたので、それを見れば東京都が抽出であることは分かることなので、必要のない記載だと考えて削った。」旨、1月報告と同趣旨の理由を述べている。それ自体不合理なものではなく、不適切な事務処理を隠蔽するために当該行為に及んだものとまでは認められないものの、上司に報告・相談することなく、独自の判断でこのような事務処理をしたことは軽率であり、そのような疑念を生んだこと自体、反省を要するものである。

イ 平成27年検討会における対応について

平成 27 年 6 月から 9 月にかけて、厚生労働省において、有識者による「毎月勤労統計の改善に関する検討会」（以下「平成 27 年検討会」という。）が開催された。この検討会では、サンプル入替えに伴うギャップへの対応が中心的なテーマであったが、大規模事業所の調査方法について話題が及んだ際、当時の雇用・賃金福祉統計課長 D 及び担当補佐は、東京都の大規模事業所については抽出調査としていることを認識していたにもかかわらず、その事実については答えず、大規模事業所は全数調査である旨の回答を行った（なお、平成 27 年検討会に出席していた当時の統計情報部長 C は、東京都の大規模事業所について抽出調査であることを認識していなかった。）。また、9 月に取りまとめられた中間的整理（案）にも、大規模事業所は全数調査である旨が記載された。

課長 D は、このような事実と異なる説明に及んだ理由として、「抽出調査は東京都の大規模事業所のうち一部の産業のみで行っていたものであり、大規模事業所については原則的には全数調査であった上、検討会という公の場であることから、対外的に公表されている調査方法を説明すべきという認識だった。」旨述べており、平成 27 年検討会は、サンプル入替えに伴うギャップへの対応が中心的なテーマであったことを考えると、敢えて抽出調査であることを説明することに対して躊躇しつつも、事実と異なる説明をしたものと認められる。課長 D において、東京都の大規模事業所について抽出調査としていることを殊更に隠そうとの意図をもって上記対応をとったとまでは認められないが、抽出調査であることを認識していた課長 D が事実と異なる説明をしたことについては、正確な情報を前提として有識者が統計調査の方法を検討する場である検討会に対して誤った事実を伝えたものとして非難されるべきである。

ウ 統計法に基づく計画変更承認時に東京都抽出調査について触れなかったことについて

（ア）平成 23 年 8 月の変更申請について

平成 23 年 8 月 4 日、厚生労働大臣から総務大臣宛てに、毎月勤労統計調査の調査計画に関する変更承認申請がなされ⁶、同日、承認がなされた。このときの調査計画の変更の主たる目的は、東日本大震災に伴う被災地三県等について、当面の間一部の調査を行わないこととするためであった。

この変更申請の際、報告を求める者の選定の方法として、30 人以上の事業所については、産業・規模別の層化無作為一段抽出と記載し、その旨の承認を得た。産業・規模別の層化無作為一段抽出とは、産業及び事

⁶ 統計情報部長専決

業所規模が同じであれば、全都道府県で一律の抽出率を用いるという意味であり、この内容で調査計画変更の承認を得た以上、その後に東京都の大規模事業所においてのみ抽出調査を続けることは、調査計画に反するものであった。この点は、統計法9条及び11条に違反するものと判断される。

当時の担当係長は、当該申請に当たり、東京都の大規模事業所のうち一部の産業は抽出調査を行っているということは認識していたが、変更申請書の抽出方法の記載に当たり、被災地三県等に係る対応以外は深く考えないまま事務的に処理を行い、例外的な東京都の取扱いを記載することなく上記のような記載を行った。このように、当該行為は、東京都の大規模事業所が抽出調査であることを意図的に隠そうとするものとは認められないが、変更申請書の記載に当たって実際の調査方法を正確に記載しなかった点は、軽率といわざるを得ない。

(イ) 平成28年10月の変更申請について

後記2(1)のとおり、ローテーション・サンプリング方式を導入することについて、平成28年10月27日、厚生労働大臣から総務大臣宛てに変更申請がなされた。

その際、東京都の大規模事業所は抽出調査であるにもかかわらず、全国一律の全数調査であると計画案に記載して承認を受けた。

当時の雇用・賃金福祉統計室長Fが述べるところによると、室長Fは、当時の担当補佐から、変更後の計画案について、総務省担当者から、大規模事業所は全数調査である旨を記載してはどうかと指摘があった旨を報告されたが、実際には抽出調査としていることから、担当補佐を通じて、総務省担当者に対し、全数調査に関して「原則」「基本的に」との修飾語を置けないかと相談させた。しかし、総務省担当者から、変更予定があるという趣旨かとの質問を受けたため、既に抽出調査としていることを説明すれば、これまでの不適切な取扱いの説明にも窮することから、事実を正直に言い出せず、総務省の指摘どおりの記載をしたとのことである。室長Fが述べるこのような経緯によれば、室長F及び担当補佐において、東京都の大規模事業所について抽出調査としていることを積極的に隠そうとする意図をもって総務省担当者に虚偽の説明をして変更申請書の記載を誤ったものとしたものではなく、殊更に隠そうとの意図があるとまでは認められない。しかし、対外的に事実と異なる説明をしたことは非難されるべきであるし、この時点において、実際には東京都の大規模事業所について抽出調査としている旨を説明していたとすれば、今回の問題はより早期に解決に向けて着手できていた可能性も否定でき

ない。

上記承認を受けた後も東京都の大規模事業所について抽出調査を続けていたことは、統計法9条及び11条に違反している。

2 平成30年1月以降、東京都の大規模事業所について適切な復元処理をしたことについて

(1) 平成30年1月以降、中規模事業所についてローテーション・サンプリング方式が採用されたことについて

毎月勤労統計では、経済センサス⁷の周期に合わせて、2年又は3年に一度、調査対象事業所（サンプル）の入替え（抽出替え）を行っていた。従前、この入替えはサンプル全体を入れ替える総入替え方式をとっていたところ、この方式による場合、結果として、入替え前後で推計値にずれ（ギャップ）が生じる。

毎月勤労統計ではこのギャップを修正するため、前回の抽出替え以降の確定値を遡って変更（遡及修正）していたが、毎月勤労統計は様々に利用されており、遡及修正は広範囲に影響を及ぼすために、かねてより確定値が後になって修正されるという遡及修正は分かりにくいなどの批判も寄せられていた。このような経緯から、厚生労働大臣は、ギャップの縮減を図る方法として、中規模事業所についてはサンプル入替え方式を総入替え方式から部分入替え方式（いわゆるローテーション・サンプリング方式）に変更すべく、平成28年10月27日、その旨の調査計画の変更を総務大臣に申請し⁸、平成29年1月27日、統計委員会により計画変更を承認する旨の答申がなされ、同年2月13日、総務大臣が変更を承認した。それにより、毎月勤労統計調査において、平成30年1月調査分より、ローテーション・サンプリング方式が採用されることとなった。

なお、ローテーション・サンプリング方式の採用に関しては、給与に係る数値を意図的に上昇させるためのものではなかったのかとの指摘がされているが、そもそも、ローテーション・サンプリング方式が採用されるこ

⁷ 事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とする統計。なお、毎月勤労統計調査では、かつて「事業所・企業統計調査」を母集団情報としていたが、平成21年に「事業所・企業統計調査」を含む産業分野ごとの統計が「経済センサス」に統合されたことに伴い、平成24年1月の抽出替えから経済センサスを母集団情報として活用している（平成23年8月4日付けで調査計画の変更が総務大臣より承認済み。）。

⁸ 政策統括官専決

ととなったのは、サンプル入替えに伴うギャップをできるだけ少なくし、国民をはじめとする統計の利用者にとっての分かりにくさを解消するための措置であり、その採用については、統計学的にも十分な合理性が認められる。本委員会のヒアリングに対し、ローテーション・サンプリング方式の採用検討や変更申請手続きに携わった当時の統計情報部長Cらも、ギャップの縮減を目的としてローテーション・サンプリング方式を採用することは合理的である旨を述べている。

- (2) ローテーション・サンプリング方式導入のためのシステム改修の際に東京都の大規模事業所について適切な復元処理を行うようにシステム改修が行われたことについて

上記のとおり、平成30年1月調査分から中規模事業所におけるローテーション・サンプリング方式が採用されることとなったため、当時の雇用・賃金福祉統計室長Fは、平成29年5月頃からこれに伴う適切な復元処理のためのシステム改修について部下と協議を開始した。

室長Fは、前任者である雇用・賃金福祉統計課長Dから引継ぎを受けて、従前より、東京都の大規模事業所については、抽出調査をしながら適切な復元処理がシステムに組み込まれていないことを知っていたため、統計として本来あるべき適切な復元処理をし、正確な統計を公表・提供するために、上記のシステム改修の際に東京都の大規模事業所に関する適切な復元処理も行うことができるようにシステムを改修しようと考え、システム改修の担当者に対し、そのための抽出率逆数表を交付した。これにより、平成30年1月調査分より、東京都の大規模事業所においても適切な復元処理がなされることとなった。

このシステム改修の際に東京都の大規模事業所について適切な復元処理をしたことに関して、ローテーション・サンプリング方式の導入のタイミングであれば、前年度までの適切な復元処理をしていない調査結果の数値との不連続性をごまかせるのではないかと考え、それまでの不適切な取扱いを隠蔽するために適切な復元処理をしたのではないかという疑問も生じ得る。しかし、室長Fはこれを否定しており、これを覆すに足る証拠は得られなかったことなどに照らしても、室長Fが適切な復元処理をした目的が、不適切な取扱いを隠蔽するためであったとまでは認定することはできない。

そもそも、雇用・賃金福祉統計課長Fは、全数調査すべき東京都の大規模事業所について抽出調査が適切に復元されていなかったことについて前任者である課長Dからの引継ぎにより知っていたのであるから、本来であれば、これを直ちに上司であった当時の統計情報部長Eに報告して問題点やその後の対応等について相談すべきであった。課長Fは、ローテーション・サンプリング

方式への移行のための業務が多忙であることを理由としてこのような対応を怠ったと述べているが、このような弁明は、到底認められず、非難されるべきである。

また、ローテーション・サンプリング方式の導入と同時に東京都の大規模事業所について適切な復元処理をしたという行為を見れば、外形的には、東京都の大規模事業所に関する従前の不適切な取扱いを隠す行為であるとの指摘を受けかねないものであり、そのような疑念を抱かれる結果となったことは深く反省すべきである。

なお、この復元処理については、適切な復元処理を行っていないそれまでの調査結果との比較において、賃金の上昇率を高く見せかけようとする意図・目的があったからではないかとの指摘もされている。この点、室長Fは、抽出調査をする以上、統計として本来あるべき処理をし、正確な統計調査を実施することは当然であると考えていた旨述べ、上記の意図・目的があったことを否定している。

3 平成29年11月頃における政策統括官の対応について

平成29年11月頃から平成30年1月頃のいずれかの時点において、当時の政策統括官Hは、当時の雇用・賃金福祉統計室長Fから、ローテーション・サンプリング方式の導入に関する諸報告を受ける中で、東京都の大規模事業所について抽出調査を行っている旨の報告も受けた。この点に関し、1月報告では、「公表資料と齟齬があるのであれば手続き的に問題であり、『然るべき手続きを踏んで修正すべき』旨指示したと述べている」と記載した⁹。この「『然るべき手続きを踏んで修正すべき』旨指示した」の意味について、追加調査を行ったところ、その際の具体的なやり取りの状況について政策統括官H及び室長Fの供述は曖昧であり、その趣旨について、政策統括官H本人は、然るべき手続きとは、総務省に報告するだけでなく、公表すべきである旨を含むものであったと述べている一方、室長Fは、総務省に報告する旨は政策統括官Hと同様の認識であった旨を述べるものの、公表することについては認識がなかった旨を述べているところであり、両名の認識が一致していなかった可能性がある。ただし、この際、東京都の大規模事業所について、適切な復元処理が行われていないことについて室長Fから報告されていないことは、両名の認識が一致している。

政策統括官Hは、指示した事項の処理を室長Fに専ら委ね、その後、必要な状況報告を求めるともなく、室長Fから報告を受けた事項について後任である当時の政策統括官Jに引き継がなかった。政策統括官Hが、このような対応

⁹ 1月報告 24頁参照

に終始したのは、状況把握等の準備に時間を要すると考えたこと、平成 30 年 2 月から 3 月にかけて裁量労働制に関するデータの再集計の指揮に係る業務に忙殺され結果的に失念したこと、抽出調査である旨の報告は受けていたものの、復元処理をしていないことの報告は受けなかったことから、調査方法の変更についての手続き上の問題であると認識していたことによる。

なお、室長 F から雇用・賃金福祉統計室長 I への総務省への報告に関する引継ぎがなされたかどうかは、追加調査でも判然としなかった。

上記のような政策統括官 H らの対応は、統計の正確性や調査方法の開示の重要性等についての認識の甘さ、幹部職員が統計調査の運用等を担当者任せにする姿勢、事務処理上の問題点を的確に組織内で共有しないまま放置するという、組織としてのガバナンスの欠如を如実に表わしているものであり、今般の事案を象徴するものであるといえる。

なお、室長 F は、政策統括官 H に対して、抽出調査であることのみを報告し、適切な復元処理をしていないことを報告していないが、これは、室長 F 自身、ローテーション・サンプリング方式に変更する際に、東京都の大規模事業所も含めて復元処理のためのシステム改修を行うことは当然のことであり、敢えて報告するまでもないと考えていたためであり、政策統括官 H に対して、適切な復元処理をこれまでしてこなかった事実を殊更に隠そうとする意図が室長 F にあったとまでは認められない。

4 平成 30 年 1 月分調査以降の給与に係る数値の上振れ問題に対する対応について

上記のとおり平成 30 年 1 月調査分より中規模事業所についてはローテーション・サンプリング方式が導入されたところ、同年 7 月から 10 月にかけて、統計委員会及びその部会において、ローテーション・サンプリング方式の導入に伴って生じるギャップに関する報告・議論がなされた。その中で、当時の雇用・賃金福祉統計室長 I 及び政策統括官 J は、ローテーション・サンプリング方式の導入後の「きまって支給する給与」のギャップについて説明を求められた際、客観的には、東京都の大規模事業所について適切な復元処理をしていたにもかかわらず、これを説明しなかった。

このとき、室長 I は平成 30 年 1 月から、従前行っていなかった東京都の大規模事業所について適切な復元処理を行っていることを認識していたが、前任者である雇用・賃金福祉統計室長 F から、適切な復元処理をしたことによる影響は小さいとの引継ぎを受けていたことから、要因分析の際に考慮せず、これを説明しなかった。

一方、政策統括官 J は、この時点では、東京都の大規模事業所について抽出調査としていること、及び平成 29 年までは適切な復元処理を行っていなかったが平成

30年1月調査分からはこれを行っていたことを知らず、復元処理の影響に言及することはなかった。

なお、平成30年8月6日に公表した同年6月調査分の速報において、現金給与総額が前年同月比で3.6%の大幅な上昇率を示した。これについても、東京都の大規模事業所について適切な復元処理をしたことが影響した可能性はあるが、一般に、6月から8月の現金給与総額には賞与が含まれており、賞与の支給時期は調査実施年や調査対象事業所により、前後することがあるため、賞与や賃金の動向については、7月分以降の結果も併せてみる必要がある上、適切な復元処理による影響は小さいと考えていたことから、厚生労働省の担当室は、当該速報において、復元処理を行ったことによる影響に言及することはなかった。

統計委員会及びその部会という重要な場において、数値の変動の説明を求められた際、東京都の大規模事業所も含めた推計方法の変更を認識しながら、室長Iが前任者である室長Fの説明を轻信して自ら十分に要因分析をすることなく、また、上司にもこれを報告・相談することなく、事実と異なる説明をしたことは、基幹統計の重要性をおよそ認識していないものとして非難されるべきである。また、上司である政策統括官も自ら問題意識をもって主体的に要因分析する姿勢を有していない点において、幹部職員としての職責を十全に果たしたものとはいえない。このような事態を招いたことについては、個人的な資質の問題として矮小化して解決するのではなく、問題に対処する際の組織としての管理上の機能不全が原因であることを十分に認識した上で、今後、厚生労働省として真剣に対応すべき問題である。

5 本件に関する厚生労働省の省及び担当課（室）の組織としての対応の評価等について

これまで本委員会としては、東京都における大規模事業所の毎月勤労統計調査は本来全数調査で行うべきところ抽出調査で行われるようになり、かつ、長きにわたって適切な復元処理も行われず、あるいは、統計委員会、総務省をはじめ対外的に事実と異なる説明を行っていたことなど統計法違反を含む事実を中心に、その原因、経緯等の解明のための調査を進めるとともに、それら不適切な取扱いが行われた意思形成や決裁の過程の解明、省内関係部署の職員の関与の有無等について調査してきた。これらの経緯について、「組織的隠蔽」が疑われると指摘されることがあることに鑑み、追加調査・審議においては、事実関係の調査をより慎重に進めるとともに、参考となる法律の規定、裁判例を確認し、及び有識者の意見をも聴取するなどして検討した。

いわゆる「組織的隠蔽」問題については、後に検討することとするが、本委員会としては、公的な場において、基幹統計である毎月勤労統計について、虚偽の

申述をしたことをより重要視すべきと考える。

(1) 虚偽申述について

毎月勤労統計に関して、少なくとも、平成27年検討会において全数調査である旨の事実と異なる説明をしたこと、平成28年のローテーション・サンプリング方式導入の際の調査計画の変更申請においても事実と異なる全数調査であることを記載したことなど、公的な場で、課（室）の長の判断の下に、真実に反することを認識しながら、事実と異なる虚偽の申述を行った。

毎月勤労統計の調査方法に関するこれらの虚偽の申述は、それぞれ、毎月勤労統計を所管する担当課（室）の長レベルの判断の下、部下の協力を得ながら行われたもので、単にその申述をした担当者の個人の責任にとどめるべきものではなく、課（室）という組織としての独自の判断による行為と評価すべきものであり、厳しく非難されるべきである。

(2) 「組織的隠蔽」問題について

そもそも「組織的隠蔽」の概念は多義的であり、確定的な定義や見解は見当たらないが、本委員会が今回の事案において「隠蔽」の有無として取り上げるべきだと考えたのは、平成26年に事務取扱要領から抽出調査である旨の記載を削除したこと、及び、平成30年1月から東京都の大規模事業所について復元処理を開始したことをはじめ、「隠蔽」する対象事実としては、全数で行うべき調査を抽出で行い、かつ、抽出調査の場合の統計処理として通常行うべき適切な復元処理をしていなかった等の法律違反又は極めて不適切な行為（以下「違法行為等」という。）であり、「隠蔽行為」とは、その事実を認識しながら意図的にこれを隠そうとする行為（故意行為）であることを前提とした。

この点、例えば、東京都の大規模事業所について抽出調査が行われるようになったことなどを知りながらこれを放置し、あるいは対外的に事実と異なる説明を行うなどの今般の不適切な取扱いに関与した統計部門の担当課（室）の職員らは、少なくとも主観的には統計数値上の問題はなく、あるいは、許容される範囲内であるなどといった程度にしか捉えておらず、当人や厚生労働省、担当課（室）にとって、極めて不都合な事実であるとか、深刻な不正であるなどと捉えていたとは認められなかった。担当課（室）の職員らにおいて、綿密な打ち合わせや周到な準備などがなされた形跡はなく、むしろ、随所でいずれ不適切な取扱いが露見するような、その場しのぎの事務処理をしていたことが認められる。

これらを踏まえると、担当課（室）の職員らにおいて、意図的に隠したとまでは認められず、「隠蔽行為」があったとはいえない。

本来全数であるべき調査を抽出で行っていたこと及び当然行うべき適切な復元処理を行っていなかったことに気付いていた職員がいたにもかかわらず長年放置してきたこと、平成 26 年に事務取扱要領の抽出調査に関する記載を削除したこと、平成 27 年検討会で全数調査である旨の事実と異なる説明をしたこと、平成 28 年のローテーション・サンプリング方式導入の際の変更申請においても事実と異なる全数調査であることを記載したこと、当該方式の導入の時期に抽出の復元処理に着手したこと等について、違法行為等を隠す意図をもって行ったのではないかとの疑念を持たれかねない数々の事実があるが、それぞれの事象の評価はすでに記載のとおりであり、これらの事実関係を積み重ねて総合検討しても、「隠蔽行為」があったとまでは認められない。

(3) 担当課（室）の組織としての独自の判断・怠慢による不適切な取扱いについて

翻って、「組織的」というのは、団体の長（厚生労働大臣）、あるいはこれに準ずる地位にある者が違法行為等を認識した上でその実行の意思決定をし、その意思に従って組織的に違法行為等が行われた場合、あるいは、下部組織において違法行為等が行われること、又は行われたことを認識し、かつこれを積極的に認容する行為を行った場合を指すこと、下部組織においても同様の「組織的」行為が行われることはあり得ることを前提とした。

担当課（室）では、その組織の長を含む複数の職員らにおいて、今般の不適切な取扱いがなされてきたことは疑いのない事実である。例えば、平成 28 年 10 月の調査計画の承認申請の際に当時の雇用・賃金福祉統計室長 F が担当補佐に総務省に対して全数調査に関して「原則」「基本的に」との修飾語を置けないか相談させたことなどは、担当課（室）の長をはじめとする一部の職員らにおいて、統計情報部長（政策統括官）等の幹部職員や統計委員会、総務省等と適切な情報共有を行うことなく、課（室）という組織としての独自の判断又は怠慢により不適切な取扱いがなされてきたものがあったと認められる。

このような課（室）という組織としての独自の判断又は怠慢による不適切な取扱いは、本委員会として、到底容認できるものではない。

(4) 厚生労働省の統計情報部長（政策統括官）以上の幹部職員の対応について

厚生労働省の統計情報部長（政策統括官）以上の幹部職員について検討すると、前記第 4 の 3 記載のとおり、当時の政策統括官 H は、平成 29 年 11 月頃から平成 30 年 1 月頃のいずれかの時点において、当時の雇用・賃金福祉統計室長 F から東京都の大規模事業所について抽出調査を行っている旨の報告を受けた際、室長 F に対して、「然るべき手続きを踏んで修正すべき」旨指示したことが認められるところ、その指示の趣旨について、少なくとも政策統括官 H として

は、総務省に報告し、公表すべきとの認識であったということから、不適切な取扱いを容認したとは認められず、この政策統括官Hの対応をもって、「隠蔽があった」と評価することはできない。

また、政策統括官H以外の幹部職員については、東京都の大規模事業所について抽出調査が行われていることすら認識していなかったなどというものであり、今般の不適切な取扱いに関与していなかったものと認められる。

また、今般の一連の不適切な統計の取扱いについて、厚生労働省の幹部職員などの上層部からの指示や意向が働いていたとすれば、組織制度上及び指揮命令系統上、課（室）を所掌する統計情報部長（政策統括官）は、それらを受けて何らかの形で積極的に関与していたはずである。しかし、調査によって明らかとなった担当の統計情報部長（政策統括官）の消極的な対応や厚生労働事務次官や厚生労働審議官等からのヒアリング結果から判断すると、事務次官等の上層部から指示がなされたり、意向が示されたりしたと認めることはできない。

したがって、厚生労働省の幹部職員のレベルでは、組織的隠蔽と評価することも、非難すべき組織としての独自の判断が行われたとも評価できない。

もっとも、担当課（室）の一部の職員らにおいて今般の不適切な行為が長年是正されず継続されてきたことについて、厚生労働省の幹部職員の管理監督責任が問われるべきものであることは当然であり、本委員会としては、統計の正確性や調査方法の開示の重要性等についての組織としての認識の甘さ、組織としてのマネジメントの機能不全、ガバナンスの欠如などを強く非難する。厚生労働省には猛省を促す。

第5 今回の事案の全体構造と再発防止策

1 評価に関するまとめ

毎月勤労統計調査を巡る今般の一連の不適切な取扱いについて、本委員会としては、まず何よりも公的統計の意義やその重要性に対する意識の低さが際立っていることを指摘する。

統計は国の在り方を示す情報の中でも重要なものであることはいうまでもない。また、統計によって様々な政策判断がなされ、それは国民生活に直結することとなる。それ故、統計を作成するための統計調査においては、統計学の理論に従い、可能な限りの正確性を追求するとともに、いかなる手法を用いて統計調査を行ったかも含めて、諸情報を正確に公表することが必要である。

それにもかかわらず、厚生労働省の統計事務の担当者の中には、調査方法が公表内容と異なっていることや適切な復元処理が行われていないことなどを認識していながら、安易に前例を踏襲したり、誤りを改めることに伴う業務量の増加や煩雑さを避けたいといった動機などにより、長年にわたり、不適切な取扱いを放

置し、また、これを公にすることを怠った者もいる。その職務遂行に対する安易な姿勢は、甚だしい職務怠慢であって、定められたルールに従って誠実に事務を遂行すべき公務員として到底許されるものではない。

他方で、そのような担当者としても、統計調査の結果を歪めようとする意図に基づいて不適切な事務処理をしてきたものとまでは認められず、そもそも、許されない不適切な取扱いであることを強く意識することなく、極めて安易に、不適切な取扱いを正当化する姿勢が認められる。担当者がそのような姿勢で事務処理を遂行するに至った根本的な原因としては、統計業務に携わる担当者にさえ、統計の意義や重要性についての意識が備わっていないことが挙げられるものの、これをすべて個人の責任に帰することは正しい評価とは思えない。

併せて厚生労働省の幹部職員の多くには統計に対する無関心が伺われることも今回の調査を通じて判明した。厚生労働省の幹部職員には統計に関する知識や統計業務担当の経験がないものが多く、統計に係る業務を統括する立場にある幹部職員ですらも、部下職員から不適切な取扱いについて報告を受けながら、明確な指示を出すことなく、また、的確なフォローもせずに問題を解決しないまま放置するという事象は、統計に対する厚生労働省の組織全体の姿勢を象徴するものであり、国民生活に直結する統計を取り扱う省全体としての責任は極めて大きい。

このように、今般の不適切な取扱いは、毎月勤労統計という重要な統計を司る厚生労働省の組織としての問題に帰着する部分も多く、再発防止策の検討に当たっても、このような視点を重視すべきである。

2 再発防止策

今回の事案は、各種保険の過少受給者は無論のこと、毎月勤労統計を信頼し、報告、分析、研究、勉学等に活用してきた人々に対しても多大なる被害を与え、統計のみならず、厚生労働行政への信頼を失わせた。その事実に対し、調査の実施者である厚生労働省の責任はきわめて重く、同省は猛省の上に立って再発防止に取り組むべきである。

そこで、本委員会は、これまでの調査を踏まえ、以下の再発防止策を提案する。なお、統計全般について、府省をまたがる政府全体での取組も検討されているところである。ここで提案する再発防止策は、厚生労働省の省内で取り組むことができる一案であり、その具体策においては厚生労働省自身が自助努力と自浄作用により国民の信頼回復に向けて検討することを望むものである。

- ・ 調査設計、推計方法（調査の計画、抽出、実査、有効回答、集計などの基本情報の開示を含む。）など、詳細な調査内容の正確かつ迅速な公開
- ・ 統計調査の内容や手法に計画との乖離や誤りなどを関係者や第三者が発見した場合、速やかに問題を報告し、迅速に対応するための体制整備

- ・ 統計調査の実査における国と地方自治体との関係を風通しの良いものとし、問題が発見された場合、速やかに相互に指摘し合える体制の構築
- ・ 幹部職員も含め、職員に対する統計の基本知識の習得や意識改革の徹底
- ・ 統計法の遵守を徹底するとともに、調査計画を変更する場合の担当部署内の手続きのルールの明確化
- ・ 国民生活に直結する行政を担う者としての責任の自覚とガバナンスの強化を目的とした管理職を含めた研修の強化
- ・ 統計部門の業務遂行能力の強化及びそのためのリソースの拡充
- ・ 他府省や民間の統計専門家などとの人事交流や相互研鑽の機会の拡充などを通じた「開かれた組織」への変革と外部チェック機能の導入

厚生労働省は、本委員会の提案を真摯に受け止め、統計部署の職員だけでなく全職員一人一人が自分のこととして改革に取り組むことを期待する。

第6 終わりに

毎月勤労統計調査を巡る長きにわたる不適切な取扱いが、公的統計に対する不信を招き、他の関連統計に影響を与えたことのみならず、雇用保険や労災保険等の過少給付という形で実害を社会に与え、統計のみならず、厚生労働行政への信頼を失わせたことは、言語道断の不適切な行為であるといわざるを得ない。公的統計は本来、誰もが利用することのできる公的な情報基盤であって、その作成に当たって、回答者の理解を得ながら、専門的知識に基づく業務の遂行が求められるものであり、信頼があつてこそ、成り立つものである。それにもかかわらず、担当課（室）の統計メーカーとしての限られた考え方が優先され、統計ユーザーや国民が置き去りにされ、信頼を失わせた。厚生労働省の責任は重い。

本委員会は、「今般の実態を明らかにし、再発防止策を検討すべく」全力を注ぎ、中立的、客観的な立場から、必要となる追加調査を実施してきた。

公的統計を巡る問題について、府省をまたがる政府全体での取組も検討されているところであり、これをも視野に入れつつ、今後、必要に応じて検討を続けていく所存である。

(別紙)

- 1月報告公表後に特別監察委員会として追加ヒアリングを実施した厚生労働省職員（退職者を含む。）

1月26日	部局長級	2人	(新規 2人)
	課室長級	8人	(新規 7人)
	補佐級以下	18人	(新規 17人)
1月27日	部局長級	10人	(新規 9人)
	課室長級	4人	(新規 3人)
	補佐級以下	2人	(新規 2人)
2月11日	部局長級	1人	(新規 0人)
	課室長級	3人	(新規 2人)
	補佐級以下	11人	(新規 8人)
2月13日	次官級	7人	(新規 7人)
2月15日	次官級	1人	(新規 1人)
	補佐級以下	1人	(新規 1人)
2月18日	課室長級	1人	(新規 0人)
小計		【延べ人数】	【実人数】
	次官級	8人	8人
	部局長級	13人	11人
	課室長級	16人	12人
	補佐級以下	32人	28人
合計		【延べ人数】	【実人数】
		69人	59人

※ 新規は、1月26日以降に委員及び事務局で初めてヒアリングした人の人数

※ 1月22日までにヒアリングした者は、延べ人数69人、実人数37人

※ なお、1月22日までにヒアリングした37人については、全員追加ヒアリングを行っている

※ 追加ヒアリングでヒアリングを実施した者については、

・1月26、27日は全て委員でヒアリングを実施

・事務局が設置された2月7日以降については、委員会の指示の下、委員を補佐するため事務局員が同席し、ヒアリングを実施